

## 第 1 回 三条市地域公共交通協議会 次第

日時 平成 19 年 11 月 9 日（金）

午後 3 時 30 分～5 時

会場 三条市役所 2 階 大会議室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 規約の制定について（資料 1）
- 5 監査員の任命について
- 6 財務規程及び公印規程の制定について（資料 2・資料 3）
- 7 議題
  - （1）三条市地域公共交通総合連携計画策定の進め方（案）について（資料 4）
  - （2）三条市地域公共交通協議会 平成 19 年度予算（案）について（資料 5）
  - （3）三条市地域公共交通協議会の現金等を預け入れる金融機関（案）について  
（資料 6）

三条市地域公共交通協議会規約（案）

（設置）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

（名称）

第2条 この会の名称は、三条市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、三条市旭町二丁目3番1号三条市役所三条庁舎内に置く。

（目的）

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項等）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- （1） 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- （2） 計画の実施に関すること。
- （3） 協議会の運営に関すること。
- （4） その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第8条 会長は、三条市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、三条市市民部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、三条市市民部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、三条市市民部生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は三条市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年三条市条例第 42 号）の例による。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

| 区分                  | 委員                           |
|---------------------|------------------------------|
| 法第 6 条第 2 項第 1 号の委員 | 三条市長                         |
| 法第 6 条第 2 項第 2 号の委員 | 越後交通県央観光株式会社 取締役総務部長         |
|                     | 新潟交通観光バス株式会社三条営業所 所長         |
|                     | 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室 室長     |
|                     | 社団法人新潟県バス協会 事務局長             |
|                     | 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課 課長    |
|                     | 新潟県三条地域振興局地域整備部 部長           |
|                     | 三条市建設部 部長                    |
|                     | 三条市タクシー協会 会長                 |
| 法第 6 条第 2 項第 3 号の委員 | 三条警察署 署長                     |
|                     | 地域公共交通の利用者 (三条地区・栄地区・下田地区)   |
|                     | 学識経験者                        |
|                     | 国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 課長    |
|                     | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 |
|                     | 新潟県交通政策局交通政策課 課長             |
|                     | 燕市市民生活部生活環境課 課長              |
|                     | 三条観光協会 副会長                   |
|                     | 下田郷観光協会 副会長                  |
|                     | 三条商工会議所 常議員・交通部会長            |
|                     | 栄商工会 会長                      |
|                     | 下田商工会 会長                     |
|                     | 日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 議長   |

| 区分                | 委員               |
|-------------------|------------------|
| 法第6条第2項第3号<br>の委員 | 三条市福祉保健部 部長      |
|                   | 三条市経済部 部長        |
|                   | 三条市教育委員会事務局 教育次長 |

三条市地域公共交通協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三条市地域公共交通協議会規約第15条の規定に基づき、三条市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、三条市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

- 2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

- 2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手續について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、出納員が行う。

- 2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月9日から施行する。



別表（第3条関係）

（1） 歳入予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 諸収入 | 1 雑入  | 1 雑入  |

（2） 歳出予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

三条市地域公共交通協議会公印規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三条市地域公共交通協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 三条市地域公共交通協議会会長之印

（公印のひな型及び寸法）

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印台帳）

第4条 事務局長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、整理及び保存をしなければならない。

（公印の管理方法）

第5条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

（公印の使用）

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

（公印の新調または廃止）

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

（その他）

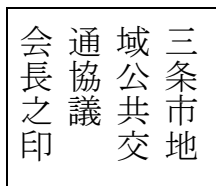
第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 三条市地域公共交通協議会長の印  
寸法 方21mm

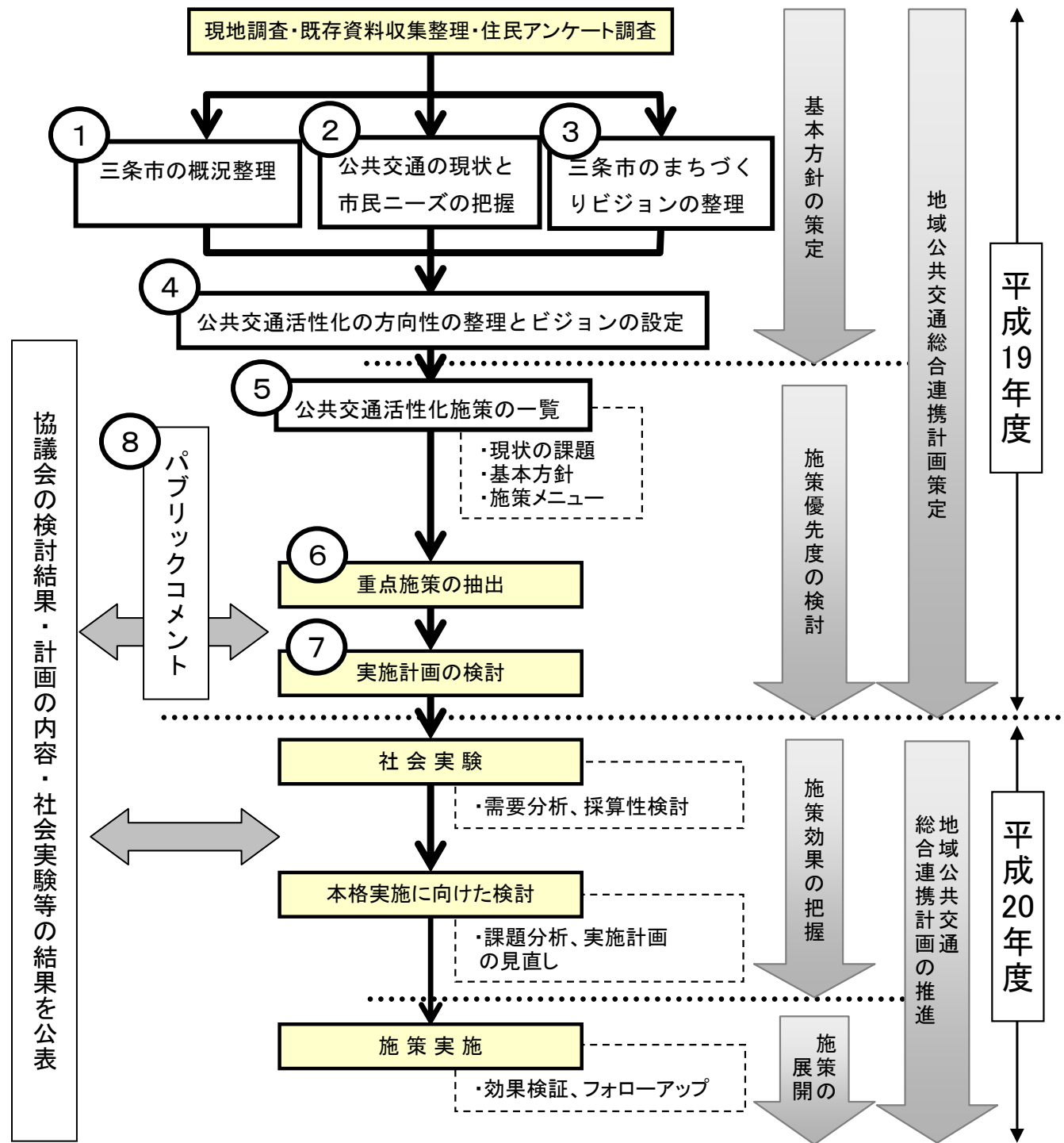


様式第1号（第4条関係）

公 印 台 帳

| 公印名 |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 新調  | 年 月 日 | 廃止 | 年 月 日 |
| 理由  |       | 理由 |       |
| 印影  |       | 書体 |       |
|     |       | 寸法 |       |

## 1. 計画策定フロー



## 2. 計画策定実施方針

### ①三条市の概況整理

- 三条市における公共交通活性化の方向性を明らかにするため主に以下の基礎調査を行い、内容を整理する。
  - ・地区別人口、年齢別人口、市街化の動向、地区別買い物利用者数 etc
  - ・自動車保有台数の推移、公共交通利用者数の推移、渋滞状況 etc

### ②公共交通の現状と市民ニーズの把握

- アンケート・ヒアリング調査等より公共交通に対する改善ニーズを把握するとともに、各ニーズに対する公共交通の現状を整理する。

例：『中山間地域での通学者に対するバスの利便性を向上してもらいたい』  
⇒学校区の範囲とバス路線網の状況

#### ■アンケート・ヒアリング調査の内容

| 調査方法    | 対象          | 把握する内容  |
|---------|-------------|---|
| アンケート調査 | 三条市民        | ○高齢者の外出実態(外出頻度、目的地、交通手段etc)<br>○買い物・通学実態(目的地、交通手段etc)<br>○公共交通の利用実態(利用頻度、目的地etc)<br>○公共交通に対する改善要望 |
| ヒアリング調査 | 燕三条駅、新幹線利用者 | ○利用頻度、目的地、目的、駅からの交通手段・改善要望  |

### ③三条市のまちづくりビジョンの整理

- 「三条市総合計画」、「三条市都市計画マスタープラン（案）」より将来の都市構造、土地利用の方針ならびに目指すべきまちづくりの方向性などを整理する。

### ④公共交通活性化の方向性の整理とビジョンの設定

- 三条市の概況、公共交通に対する市民ニーズならびに社会的要請などを踏まえ、三条における公共交通を活性化する方向性を整理する。
- 三条市の概況、住民ニーズ等を勘案し、まちづくりビジョンと整合した公共交通ビジョン（あるべき姿）を地域別に設定する。

| 地域                                  | 中心地域 | 郊外地域 | 広域 |
|-------------------------------------|------|------|----|
| まちづくりの方向性                           |      |      |    |
| 三条の個性が光る都市づくり<br>(ものづくり技術、観光資源等の活用) |      |      |    |
| 質が高く機能的な都市づくり<br>(コンパクトで機能的な都市)     |      |      |    |
| 災害に強く住みよい都市づくり<br>(安全・安心な都市)        |      |      |    |
| まちづくりの方向性と整合した公共交通ビジョンを地域別に設定       |      |      |    |

### ⑤公共交通活性化施策の一覧

- 公共交通ビジョン毎に以下の流れにより、公共交通の施策メニュー一覧を作成する。

公共交通ビジョン⇒ビジョンに関連した地域交通の課題⇒活性化施策の基本方針⇒施策メニューの一覧

### ⑥重点施策の抽出

- 重点施策抽出の基本方針を設定し、施策メニューから重点的に取り組むべき施策を抽出する。

### ⑦実施計画の検討

- 抽出された重点施策について、具体的な内容、実施体制、スケジュール、期待される効果などを検討し、実施計画としてまとめる。

### ⑧パブリックコメントの実施

- 検討過程において、資料をホームページ上で市民に公開して意見募集を行い、計画策定に反映させる。

# 計画イメージ図

公共交通の活用による  
まちづくり

地球温暖化対策

通勤・通学



交通空白地域解消

地域公共交通総合連携計画

観光振興



住民の合意形成

ビジネス支援

生活交通確保



# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

—主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援—

平成19年5月25日公布

## 地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

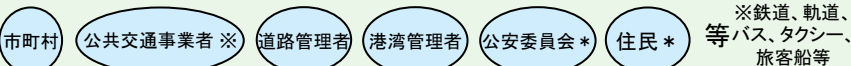
### スキーム概要

#### 基本方針 (国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定 ※国家公安委員会、環境大臣に協議

#### 1. 計画の作成・実施

##### 協議会



- 協議会の参加要請応諾義務 (\*公安委員会、住民は除く)
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

#### 地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



##### 【地域公共交通特定事業】

- LRTの整備
- BRTの整備
- オムニバスタウンの推進
- 海上運送サービスの改善
- 乗継の改善
- 地方鉄道の再生

- #### 予算等
- 計画策定経費支援
  - 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
  - 地方債の配慮
  - 情報、ノウハウの提供
  - 人材育成

- #### 法律上の特例措置
- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
  - LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
  - 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
  - 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化

国による総合的支援

#### 2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

##### DMV(デュアルモードビークル)

・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



##### IMTS

(インテリジェントマルチモードトランジット)

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



##### 水陸両用車



等

注1 LRT(Light Rail Transit)  
低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT(Bus Rapid Transit)  
輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム



# 地域公共交通活性化・再生事業費補助金

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）が、同法律に基づく「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する**情報提供**や**利用促進活動**及び**利便性向上のための情報提供システムの開発**を行う場合に補助する制度です。

- 補助対象者 法定協議会（ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会については、補助対象事業者とみなす。）
- 補助率 1/3以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）  
（以下、2. 公共交通利用円滑化事業のみ適用）
- 補助要件
  - ・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること（ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に作成された同法第5条に規定する内容に相当する計画については地域公共交通総合連携計画とみなす。）
  - ・鉄道、バス、旅客船等複数モードの利用促進に資する取組みであること

## 1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

- 「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査を支援。
  - ・ 現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費

## 2. 公共交通利用円滑化事業

### (1) 公共交通利用促進活動支援事業

- 公共交通サービスの**情報提供**に関する取組みを支援。
  - ・ 鉄道、バス、旅客船等の総合交通マップ（路線、ダイヤ情報）の作成費
  - ・ 乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費
  - ・ パンフレット、ポスター・案内板の作成費
- 公共交通機関の**利用促進活動**を支援します。
  - ・ 割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費（割引額の補填は対象外）・広報費
  - ・ 公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費（講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費）

### (2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

- 交通結節点における**乗継情報システム開発**を支援。
  - ・ 駅などの交通結節点において鉄道、バス、旅客船等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用



※H18年度創設の公共交通利用円滑化事業費補助制度は、本事業に統合されました。

# 計画策定フロー図

地域公共交通総合連携計画の策定

地域公共交通総合連携計画の推進

基本方針の策定

施策優先度の検討

施策効果の把握

施策の展開

H19年度

H20年度

現状分析

問題点把握

アンケート調査

ニーズ把握

資料調査

上位計画整合

公共交通のありかた

公共交通施策メニュー一覧

重点施策の抽出

実施計画の検討

社会実験

本格実施に向けた検討

施策実施

第1回

第2回

第3回

1月

3月

実施主体 法定協議会



## 三条市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託について

三条市地域公共交通総合連携計画策定にあたり、公共交通に関する専門的視点から、各種調査・分析等を行う必要があることから、調査業務等をコンサルタントに委託したい。

### 【各社見積金額一覧】

| 会社名  | 見積金額（税込み）円  |
|--|---|
| エヌシーイー株式会社   | 5,166,000 円   |
| 大日本コンサルタント株式会社新潟事務所  | 5,953,500 円   |
| 株式会社国土開発センター新潟支店   | 6,468,000 円   |
| <b>【見積依頼先について】</b><br>1 三条市入札参加資格を有する。<br>2 公共交通に関するコンサルタント業務を行っている。<br>3 県内に事業所等を有する。 | <b>【主な業務内容】</b><br>1 資料収集<br>2 現状分析<br>3 アンケート調査<br>4 交通実態調査<br>5 施策検討業務<br>6 事業実施計画検討<br>7 パブリックコメント資料作成<br>8 計画書作成とりまとめ |

以上の結果から、

三条市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託について、次の会社と契約することとしたい。

（契約先）エヌシーイー株式会社

新潟市中央区網川原1丁目4番11号

代表取締役 小島 廣保

御 見 積 書

19.11.-6

平成 年 月 日

三 条 市 長 様

御照合の 三条市公共交通総合連携計画策定調査業務

新潟市中央区細川原1丁目4番11号

下記の通り御見積申し上げます。何卒御用命下さる様御願ひ申し上げます。

エヌシーイー株式会社

代表取締役 小島 廣

設計費総額一金 5,166,000 円也 ※消費税を含みます。

|         |          |
|---------|----------|
| 設 計 場 所 |          |
| 設 計 種 目 |          |
| 所 要 日 数 |          |
| 技 術 担 当 | 総合計画部 内山 |
| 営 業 担 当 | 営業部 今野   |



# 見 積 書

平成 19.11.-6 年 月 日

三条市長 様

新潟市中区新堀町16番地4 (荏原新潟ビル5階)  
株式会社 国土開発センター 新潟支店  
支店長 佐岡和彦

一金 6,468,000円也 (消費税及び地方消費税含む)  
但し、三条市公共交通総合連携計画策定調査業務

|        |              |
|--------|--------------|
| 設 計 額  | ¥6,160,000 - |
| 消費税相当額 | ¥308,000 -   |
| 合 計    | ¥6,468,000 - |

上記の通り御見積致します故何卒宜敷く  
御願ひ申し上げます。

## 三条市地域公共交通協議会 平成 19 年度予算 (案)

## 1 歳入

(円)

| 款                  | 項                  | 目                          |
|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 1 負担金<br>3,752,000 | 1 負担金<br>3,752,000 | 1 負担金<br>(三条市) 3,752,000   |
| 2 補助金<br>1,864,000 | 1 補助金<br>1,864,000 | 1 補助金<br>(国土交通省) 1,864,000 |
| 3 諸収入<br>1,000     | 1 雑入<br>1,000      | 1 雑入<br>1,000              |

歳入合計 : 5,617,000 円

## 2 歳出

(円)

| 款                  | 項                  | 目                                  |
|--------------------|--------------------|------------------------------------|
| 1 運営費<br>450,000   | 1 会議費<br>403,000   | 1 会議費<br>(報酬・費用弁償等)<br>403,000     |
|                    | 2 事務費<br>47,000    | 1 事務費<br>(物品等)<br>47,000           |
| 2 事業費<br>5,166,000 | 1 事業費<br>5,166,000 | 1 事業費<br>(計画策定調査業務委託)<br>5,166,000 |
| 3 予備費<br>1,000     | 1 予備費<br>1,000     | 1 予備費<br>1,000                     |

歳出合計 : 5,617,000 円

三条市地域公共交通協議会の現金等を預け入れる金融機関（案）

- 1 金融機関名：株式会社 第四銀行（関東財務局長 登金第 47 号）  
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
- 2 口座開設店舗：株式会社 第四銀行 三条支店  
三条市本町 4 丁目 8 番 30 号
- 3 口座種別：普通預金口座
- 4 口座名義人：三条市地域公共交通協議会 会長 國定 勇人
- 5 届出印：三条市地域公共交通協議会公印規程による印

【参考】

三条市地域公共交通協議会財務規程

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。